# 須坂市農業委員会 令和元年６月総会 議事録

１　招集　令和元年６月 28 日（金）午後３時 00 分

２　開会　令和元年６月 28 日（金）午後３時 00 分

３　閉会　令和元年６月 28 日（金）午後 3 時 46 分

４　場所　須坂市役所３０５会議室

５　出席した農業委員（12 人）
　出席した農地利用最適化推進委員（4 人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 会長 | 14 番 | 神林利彦 | 農業委員 | ７番 | 斎藤　稔 |
| 会長職務代理 | 13 番 | 田中郁男 | 〃 | ８番 | 山岸和人 |
| 農業委員 | １番 | 坂本正雄 | 〃 | ９番 | 中村嘉博 |
| 〃 | ２番 | 茂木　都 | 〃 | 12 番 | 平野　正 |
| 〃 | ３番 | 中澤秀樹 | 推進委員 | 15 番 | 竹前清孝 |
| 〃 | ４番 | 小林　昇 | 〃 | 16 番 | 小林郁雄 |
| 〃 | ５番 | 長野　衛 | 〃 | 18 番 | 小林英次 |
| 〃 | ６番 | 谷口ﾌｻ子 | 〃 | 19 番 | 神林秀明 |

６　欠席した農業委員　10 番　宮尾哲雄　11 番　春原　博
　欠席した農地利用最適化推進委員　17 番　市川和志　20 番　豊田耕一　21 番　依田浩明

７　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議案第７号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する決定について（→農業委員会許可）
　議案第８号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について（市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可）
　議案第９号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について（市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可）
　議案第10号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定→市の公告）
　報告第３号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について（市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知）
　報告第４号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知）
　報告第５号　農地法第４条第１項第８号（２アール未満の届出）の規定による届出について（→農業委員会の受理通知）

８　農業委員会事務局職員
　事務局長　勝山修吉　　局長補佐兼農地係長　荻原一司　　農地係主査　増村穣亮
９　須坂市説明員
　産業振興部農林課長補佐　横田宏樹　　農政係主査　土屋大輔

10　会議の概要

事務局長　　定刻になりましたので、須坂市農業委員会６月総会を開会いたします。本日の会議につきまして、宮尾哲雄委員から欠席の連絡をいただいております。春原博委員は医者に行き遅れるか体調によっては欠席するとの連絡をいただいておりますが、農業委員総数の過半数の出席をいただいておりますので本日の会議の成立をご報告いたします。

また、市川和志推進委員、豊田耕一推進委員、依田浩明推進委員から欠席の連絡がありましたので申し添えます。

13 番　　５月に行った市会議員との懇談会で農業委員会の委員さん達は座ったまま発言していると市会議員から指摘を受けました。前期までの農業委員会では総会においては起立して発言をしていました。今期はまだ徹底されていませんでしたが、総会おいては起立して発言するようよろしくお願いします。

事務局長　　それでは、須坂市農業委員会会議規則第４条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長　　どうもご苦労様です。また、雨が降ってきたわけですが、雨上がりで大変うっとうしいなか、さらに農作業も大変お忙しいなか６月総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。それではさっそくですが、６月総会に入らせていただきます。

６月提出分の４議案につきまして、慎重審議をよろしくお願いいたします。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、８番　山岸和人委員、９番　中村嘉博委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第 ７号「農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数２件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局　　（議案書に基づき朗読、説明。）

議長　　次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

14 番　　№2 ですが、本案件につきましては、先月の総会におきまして農地法施行規則第 17 条第２項の下限面積の適用の可否について、可と決定された案件ですのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　ほかにないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

16 番　　№1 ですが、金額的に意外に感じられるんですが何かあるのか。それと譲受人の経営内容と労働力について教えていただきたい。

事務局　　代理人からお伺いしているところ、譲渡人と譲受人は隣同士で本家と分家の関係で分家の譲渡人は、現在会社勤めで今後農業をやっていく意思がないとのことで、譲受人は〇〇で手広く農業をされている方で譲渡人の農地を引き受けるということです。労働力につきましては、本人と奥さんで、時期によってはお手伝いさんを頼むという状況です。金額については特別に何かあるとは聞いていません。

議長　　ほかにないようですので、採決を行います。議案第７号の２件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって議案第７号の２件については、許可と決定しました。

議長　　次に、議案第８号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数１件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局　　（議案書に基づき朗読、説明。）

議長　　次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

次に質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第８号の１件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって議案第８号の１件については、意見可と決定しました。

議長　次に、議案第９号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数３件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局　（議案書に基づき朗読、説明。）

議長　次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第９号の３件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって議案第９号の３件については、意見可と決定しました。

議長　次に、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 23 件を議題といたします。

最初に、№1 から№12 までの 12 件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員　（議案書に基づき朗読、説明。）

議長　次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

13 番　№3 から№11 までですが、29 ページに地図がありますが、予定借受人がいますが、実際には〇〇さんという方が予定借受人のところで実習をしていまして耕作をしたいということです。ほとんどが遊休農地でして、特に北側は大きな雑木が生えています。議案の部分の土地の下側に最終処分場が造られるんですが、実際にはこんなに道路敷はありませんで、全てを１枚の畑にして耕作していきたいとのことですのでよろしくお願いいたします。

説明員　補足説明させていただきます。今 13 番からこんなに道路敷はないと指摘がありましたが、29 ページの図面でわかりやすいように私の方で境をペンで囲ったもので、実際には１枚の畑になっていますのでよろしくお願いします。

議長　ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

７番　今の仁礼の所ですが、よくこれだけの土地をまとめたと思うんですが誰かご尽力された方がいるんですか。

13 番　市役所に努めている〇〇さんを通じて地権者の方に集まっていただき説明して了承していただいたという内容です。

議長　ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 10 号の№1 から№12 までの 12 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって議案第 10 号の№1 から№12 までの 12 件については、決定とすることに決定しました。

議長　次に、議案第 10 号の№13 から№19 までの７件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員　（議案書に基づき朗読、説明。）

議長　次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長　ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。
ほかにないようでありますので、採決いたします。
議案第 10 号の№13 から№19 までの 7 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手全員であります。よって議案第 10 号の№13 から№19 までの 7 件については、決定とすることに決定しました。

議長　次に、議案第 10 号の№20 から№23 までの４件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員　（議案書に基づき朗読、説明。）

議長　次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

３番　№23 ですが、去年この続きの畑と併せて本人は売ったつもりでいたんですが、実際は残っていたということで今回申請したものですのでよろしくお願いいたします。

議長　ほかにないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。
ないようでありますので、採決いたします。
議案第 10 号の№20 から№23 までの４件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手全員であります。よって議案第 10 号の№20 から№23 までの４件については、決定とすることに決しました。

議長　以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第３号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」報告件数５件、報告第４号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」報告件数１件、及び、報告第５号「農地法第４条第１項第８号（２アール未満の届出）の規定による届出について」報告件数１件について事務局の説明を願います。

事務局　（議案書に基づき朗読、説明。）

議長　質疑意見はございませんか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、６月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。